平成２５年（フ）第１９６号
山梨県甲府市大里町3607－２、住民票上の住所山梨県笛吹市境川町小黒坂484番地
債務者　滝沢　三代
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
山梨県中巨摩郡昭和町西条2043番地９
債務者　上田起代美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６３号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－３棟307号
債務者　松ちゃん惣菜店こと　松本　義幸
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５７号
京都市右京区西京極浜ノ本町１番地４
債務者　村田こと　金　　勝仁
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６０９号
京都市北区紫野泉堂町24番地２　ロイヤルコーポ紫野Ⅰ―206号、前住所京都市北区衣笠開キ町80番地85
債務者　山内　一宏
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６３３号
京都市伏見区羽束師古川町632番地　羽束師団地３棟302号
債務者　塚本こと　**塚**本委都美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６４０号
京都府向日市寺戸町蔵ノ町20番地の１、住民票上の住所京都府向日市寺戸町西野辺23番地の73
債務者　西川　純央
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６４６号
京都市伏見区淀本町231番地２　淀正和フラット106号室、前住所京都市伏見区淀新町145番地６
債務者　伊藤　　燈
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６９４号
京都府宇治市羽拍子町84番地の１　ボーン宇治Ⅰ号館1420号
債務者　勇　　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６９８号
京都府城陽市奈島内垣内67番地の５
債務者　田幡　幸彦
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６９９号
京都府城陽市奈島内垣内67番地の５
債務者　田幡　典子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６０号
京都府宇治市菟道谷下り45番地　府営三室戸団地３棟303号
債務者　桐井　喜美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
宮崎市松橋２丁目３番42号
債務者　高妻多恵子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７１号
宮崎市花ケ島町屋形町1216番地６　屋形町コーポ307号
債務者　落合　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３９号
岩手県北上市黒沢尻３丁目17番５号　トミーハイツ202号、前住所岩手県花巻市石鳥谷町北寺林第７地割101番地６
債務者　高橋　智也
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１１０号
長野県安曇野市豊科4038番地１
債務者　藤原　廣美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
長野地方裁判所松本支部